

1 県の主な健康・福祉指標

項目		広島県	全国	資料
人口 (H24.10.1)	男	1,374,000 (2.2%)	62,029,000	平成24年推計人口 (総務省) (括弧内は全国に占める割合)
	女	1,474,000 (2.3%)	65,486,000	
	計	2,848,000 (2.2%)	127,515,000	
世帯数 (H22.10.1)		1,183,036	51,842,307	平成22年「国勢調査(人口等基本集計)」
母子世帯数 (H22.10.1)		18,216	755,972	
父子世帯数 (H22.10.1)		2,155	88,689	
高齢者数(65歳以上) (H24.10.1)		719,000	30,793,000	平成24年推計人口 (総務省)
高齢化率 (H24.10.1)		25.2%	24.1%	平成24年推計人口 (総務省)
合計特殊出生率 (H23)		1.53	1.39	厚生労働省「人口動態統計」
身体障害者手帳所持者数 (H24.3.31)		121,325	5,206,780	厚生労働省 「福祉行政報告例」
療育手帳所持者数 (H24.3.31)		20,598	878,502	
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (H23.3.31)		22,643	686,751	厚生労働省 「衛生行政報告例」
社会福祉施設数 (H23.10.1)		1,201	50,129	厚生労働省 「社会福祉施設等調査」
社会福祉施設入所定員 (H23.10.1)		73,170	2,771,372	
社会福祉施設職員数 (H23.10.1)		18,542	769,777	
保育所数 (H24.4.1)		615	23,711	厚生労働省 「雇用均等・児童家庭局保育課調べ」
介護老人保健施設数 (H22.10.1)		99	3,533	厚生労働省 「介護サービス施設・事業所調査」
介護老人保健施設定員 (H22.10.1)		8,044	318,091	
保護率 (H24.3.31)		16.5‰	16.2‰	厚生労働省 「福祉行政報告例」
民生(児童)委員数 うち主任児童委員 (H24.3.31)		5,907 513	229,510 21,225	厚生労働省 「福祉行政報告例」

項目	広島県	全国
人口動態 (H23)		
(1)出生数 (率・人口千対)	25,469人(9.0)	1,050,806人(8.3)
(2)死亡数 (率・人口千対)	28,608人(10.1)	1,253,066人(9.9)
(3)乳児死亡数 (率・出生千対)	53人(2.1)	2,463人(2.3)
(4)死産数 (率・出産千対)	605人(23.2)	25,751人(23.9)
(5)周産期死亡数 (率・出生千対)	95人(3.7)	4,315人(4.1)
(6)低体重児出生数 (出生数に対する割合)	2,543人(10.0)	100,378人(9.6)
(7)死因別死亡数 (率・人口10万対)		
1 悪性新生物	8,151人(288.6)	357,305人(283.2)
2 心疾患	4,770人(168.9)	194,926人(154.5)
3 肺炎	2,997人(106.1)	124,749人(98.9)
4 脳血管疾患	2,672人(94.6)	123,867人(98.2)
平均寿命		
男	79.91歳(全国12位)	79.59歳
女	86.94歳(全国6位)	86.35歳
		(出典:平成22年都道府県別生命表:厚生労働省)
受療率 (H20.10)		
(1)入院(人口10万対)	1,264	1,090
(2)外来(人口10万対)	6,222	5,376
		(出典:患者調査:厚生労働省)
病院の平均在院日数 (H22)		
(1)一般病院	29.2日	27.1日
(2)精神病院	309.7日	335.4日
		(出典:病院報告:厚生労働省)
生活環境		
水道普及率 (H24.3.31)	93.9%	97.6%
医療施設 (H23.10.1)		
(1)病院(人口10万対)	249施設(8.7)	8,605施設(6.7)
(2)一般診療所(人口10万対)	2,611施設(91.5)	99,547施設(77.9)
(3)歯科診療所(人口10万対)	1,547施設(54.2)	68,156施設(53.3)
		(出典:医療施設(動態)調査:厚生労働省)
病床 (H23.10.1)		
病院(1)一般病床(人口10万対)	21,251床(744.3)	899,385床(703.7)
(2)療養病床(人口10万対)	10,444床(365.8)	330,167床(258.3)
(3)精神病床(人口10万対)	9,200床(322.2)	344,047床(269.2)
(4)感染症病床(人口10万対)	58床(2.0)	1,793床(1.4)
(5)結核病床(人口10万対)	155床(5.4)	7,681床(6.0)
一般診療所(人口10万対)	4,049床(141.8)	129,366床(101.2)
		(出典:医療施設(動態)調査:厚生労働省)
医療従事者数(H22.12.31)		
(1)医師(人口10万対)	7,112人(248.6)	295,049人(230.4)
(2)歯科医師(人口10万対)	2,395人(83.7)	101,576人(79.3)
(3)薬剤師(人口10万対)	6,463人(225.9)	276,517人(215.9)
		(出典:医師・歯科医師・薬剤師調査:厚生労働省)
(4)就業保健師(人口10万対)	1,081人(37.8)	45,028人(35.2)
(5)就業助産師(人口10万対)	577人(20.2)	29,672人(23.2)
(6)就業看護師(人口10万対)	24,255人(847.9)	952,723人(744.0)
(7)就業准看護師(人口10万対)	13,244人(463.0)	368,148人(287.5)
		(出典:衛生行政報告例:厚生労働省)

2 健康福祉局の計画・構想等

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
災害応急救助物資備蓄調査検討報告書〔H9. 11, H20. 5 一部見直し〕	※期間は特に設定していない	【目的】広島県地域防災計画に基づく、被災者への迅速で円滑な災害応急救助物資供給体制の確立を図る。 【内容】県として必要な物資の備蓄（数量、品目等）・調達及び供給に関する基本的指針についての検討報告書	
みんなで育てるこども夢プラン〔H22. 3〕	H22～26 年度	【目的】『「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県』をめざす姿として、こどもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる、みんなで子育てを応援する地域・社会の形成を図る。 【内容】次世代育成支援の具体的な目標やその推進方を定めた行動計画	次世代育成支援対策推進法第 9 条 児童福祉法第 56 条の 9
広島県ひとり親家庭等自立促進計画〔H22. 3〕	H22～26 年度	【目的】ひとり親家庭等(母子家庭・父子家庭・寡婦)の自立支援等の総合的・計画的な施策の推進を図る。 【内容】子育て・生活・就業支援体制の充実等施策の基本目標	母子及び寡婦福祉法第 12 条
広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画〔H23. 8〕	H23～27 年度	【目的】配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護に関する施策を定め、計画的に推進することにより、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指す。 【内容】DV対策の基本目標やその推進のための具体施策を定めた計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第 2 条の 3 第 1 項
広島県保健医療計画〔S 62. 7 (H25. 3 改正)〕	H25～29 年度	【目的】「生まれる前」から「人生を終えるとき」まで、あなたの安心を守ります ～ 7 圏域の保健医療体制と 125 圏域の地域包括ケア～ をスローガンとし、急性期、回復期から維持期、在宅の医療にいたる切れ目のない連携体制を構築する。 【内容】保健医療圏の設定、基準病床数の算定、保健医療の推進に関する具体的な方策、疾病・事業ごとの医療体制等	医療法第 30 条の 4 第 1 項
広島県地域医療再生計画〔H22. 1〕	H21～25 年度	【目的】救急医療や地域の医師確保など、地域が抱える医療課題の解決を図る。 【内容】救急医療体制の強化や医療施設間の連携を推進するほか、総合的な人材確保対策の基盤づくりを行う。	
広島県新地域医療再生計画〔H23. 11〕	H23～25 年度	【目的】医療資源の偏在による医師等の不足や、医療連携体制の整備など、広島県全体が抱える解決を図る。 【内容】情報基盤の整備や急性期医療体制の強化のほか、災害発生時の医療提供体制の確保を行う。	
広島県がん対策推進計画〔H25. 3〕	H25～29 年度	【目的】広島県におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】がん対策の 6 つの柱（予防、検診、医療、緩和ケア、情報提供・相談支援、がん登録）による「がん対策日本一」の実現に向けた目標、具体的な取組、各主体の役割と行動計画	がん対策基本法第 11 条第 1 項
広島県がん対策推進計画アクションプラン〔H21. 10〕	H21～24 年度	【目的】がん対策推進計画の推進主体が、自ら取り組むべき重点課題を明らかにし、取組に関する評価指標とする。 【内容】がん予防やがん検診、緩和ケアなど 6 つの柱ごとに具体的な取組について年度ごとに記載した行動計画	
広島県医療費適正化計画〔H25. 3〕	H25～29 年度	【目的】県民の生活の質の維持・向上のための適正な医療の確保と医療保険制度の持続可能性の確保を総合的かつ計画的に推進する。 【内容】医療費適正化の実現に向けた施策の実施と目標値の設定	高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条
広島県結核・感染症予防計画〔H17. 5〕	※期間は特に設定していない(5 年に 1 回検討)	【目的】時代に即した感染症予防対策を推進する。 【内容】地域の実情に即した医療体制及び緊急時の国・市町との連携・連絡体制の確保、感染症に関する研究人材養成及び知識の普及の計画的な推進等、感染症発生の予防及びまん延の防止対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条
広島県自殺対策推進計画～いきる・ささえる広島プラン～〔H22. 3〕	H22～27 年度	【目的】「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」との認識のもと、県民が生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現を目指し、自殺の防止とともに自殺者の家族等に対する支援の充実を図る。 【内容】総合的な自殺対策の推進に向けた施策体系及び取組方針、推進体制等	
健康ひろしま 21〔H14. 3 (H25. 3 改正)〕	H25～34 年度	【目的】県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感できるよう、県民の生活の質の向上と個人を取り巻く関係団体等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。 【内容】健康寿命の延伸を総括目標とし、具体的な目標やその推進方を定めた計画。	健康増進法第 8 条第 1 項
広島県食育推進計画(第 2 次)〔H25. 3〕	H25～29 年度	【目的】食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、県民、関係団体及び事業者等の協働・連携により食育に関する施策を展開する。 【内容】食育推進施策の基本的な方針と目標値の設定	食育基本法第 17 条

計画・構想名〔策定年月〕	期 間	内 容	根拠法令
健やか親子 21・ひろしま〔H14.3〕	H14～23 年度	【目的】「健やかひろしまっ子 夢いっぱい計画」を基本理念とし、母子保健指標の改善と子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立を目指した健康づくりの推進を図る。 【内容】こころの健康づくりと子育て支援に重点をおいた総合的な母子保健医療分野の行動計画	
広島県水道整備基本構想（第2次）〔H14.3（H23.3 改定）〕	H13～32 年度	【目的】「安全・安心」な水の「安定した」供給を持続するため、水道に関わる県及び県内水道関係者の役割を明確にし、県民への給水サービス向上の取組を一層進める。 【内容】目標実現のための施策及びその実現方策と県及び市町（水道事業者等及び行政担当部局）の役割	
広島県食品の安全に関する基本方針〔H15.3〕	※期間は特に設定していない	【目的】食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活の実現と健康の保護を図る。 【内容】行政が取り組むべき施策、生産者、事業者の役割と消費者の取組の方向性を示した指針	
食品の安全に関する推進プラン〔H24.3〕	H24～26 年度	【目的】「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、「生産から消費に至る食の安全・安心の確保」を基本理念とし、食品の安全・安心の実現を図る。 【内容】行政、生産者、事業者及び消費者が実施する具体的な施策や取組みと推進目標を示した実施計画	
広島県食品衛生監視指導計画〔H25.3〕	毎年度	【目的】「食品衛生法」及び「広島県食品の安全に関する基本方針」に基づき、重点的かつ効果的な立入検査及び食品の試験検査等を行い、食中毒や食品表示偽装等の未然防止を図る。 【内容】平成 25 年度に広島県が実施する食品衛生に関する監視指導の計画	
広島県動物愛護管理推進計画〔H20.3〕	H20～29 年度	【目的】人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、地域住民、動物飼養者、関係団体、市町、広島県等が協働して動物愛護管理の推進を図る。 【内容】動物の愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針	動物の愛護及び管理に関する法律第 6 条
広島県障害者プラン〔H16.3〕	基本計画 H16～25 年度（重点実施計画 H21～25 年度）	【目的】「地域で支え合い共に生きる社会をめざして」を基本理念とし、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現に向け総合的かつ長期的視点で障害者施策の推進を図る。 【内容】障害保健福祉圏域の設定、施策の基本的な方向、重点施策実施後期 5 年間計画、推進体制等	障害者基本法第 11 条
広島県障害福祉計画〔H24.3〕	H24～26 年度	【目的】障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう必要なサービス等の計画的な提供体制の整備を図る。 【内容】住み慣れた地域での安心した生活と職業的・経済的な自立の実現を目指し、障害福祉サービス等の数値目標を設定するとともに、その達成に向けた各種の施策を示した実施計画	障害者総合支援法第 89 条
ひろしま高齢者プラン（広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）〔H24.3〕	H24～26 年度	【目的】「高齢期における自分らしい暮らしをみんなで支え合う広島県づくり」を基本理念とし、老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体として策定したものであり、広域的な観点から、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する。 【内容】今後必要な高齢者福祉サービス及び介護サービスの計画的な整備目標と提供体制等	老人福祉法第 20 条の 9、 介護保険法第 118 条
広島県地域ケア体制整備構想〔H19.12〕	※期間は特に設定していない	【目的】本県の実情に即した地域ケア体制の整備を推進するとともに、療養病床の再編成により入院患者が行き場を失うことのないよう計画的な療養病床の転換の推進を図る。 【内容】療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換意向を基本とした療養病床転換推進計画（H20～23 年度）、地域におけるケア体制のあるべき姿	
第 2 次広島県肝炎対策計画〔H24.3〕	H24～28 年度	【目的】肝炎患者等を早期に発見し、安心して治療が受けられる社会を構築する。 【内容】本県の肝炎対策の現状と課題を踏まえ、関係者が一体となって取り組むべき施策を示した実施計画	肝炎対策基本法第 4 条
広島県歯と口腔の健康づくり推進計画〔H25.3〕	H25～29 年度	【目的】生涯を通じた県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】本県の歯科口腔保健対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画	歯科口腔保健の推進に関する法律第 13 条
広島県エイズ対策推進プラン	H25～29 年度	【目的】H I V 感染のまん延防止と H I V 感染者・エイズ患者の医療提供体制を充実させるための施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 【内容】本県のエイズ対策の現状と課題を踏まえ、目指す姿や目標値、目標達成のための取組を示した実施計画	

〔注〕 主な中・長期の計画及び構想等を記載している。（順不同）

3 健康福祉局関係の各種相談員等一覧表

(平成25年4月1日現在)

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設置目的	勤務形態及び 報酬月額	経費区分	設置人員 (人)
子ども・家庭 電話相談員 (要綱)	県	児童を有する家庭等の悩みや問題等に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行う。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 15,150円	県10/10	2
里親委託推進員 (要綱)	県	里親家族に対し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施し、委託された子どもの適切な養育の確保を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 7,100円～8,750円	国1/2 県1/2	3
こども家庭支援員 (要綱)	県	児童福祉司の保護者支援等の活動を支援することによって、児童虐待問題への迅速な対応を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 7,100円～8,750円	国1/2 県1/2	3
親子支援推進員 (要綱)	県	児童虐待に対する早期対応や虐待防止に向けた広報活動の実施、さらには被虐待児童等が入所している児童養護施設等に対する支援や児童虐待の発生予防に係る子育て家庭への支援の充実を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 7,100円～8,750円	国10/10	14
婦人相談員 (売春防止法)	県 (市)	要保護女子の早期発見や、配偶者からの暴力など社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性に対して相談に応じ、必要な指導等を行う。	4週間116時間15分以内 180,000～189,600円 (市分については、各市が個別に決定する)	国1/2 県1/2 国1/2 市1/2	8
母子自立支援員 (母子及び 寡婦福祉法)	県 市・福祉 事務所 設置町	母子家庭及び寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	4週間116時間15分以内 182,700～192,400円 (市・設置町分については、各市町が個別に決定する)	県10/10 市10/10	4 (
休日・夜間 電話相談員 (要綱)	県	配偶者からの暴力被害者等の相談に応じ、問題解決に向け、適切な助言・指導等を行う。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 夜間 5,450円 休日 10,900円	国1/2 県1/2	3 (交替)
福祉債権 管理協力員 (要綱)	県	母子寡婦福祉資金等の償還指導を行い、福祉債権の適正な管理及び確保の推進を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 6,150円～8,750円	県10/10	5
保育士就業支援員	県	県内の保育施設で働く保育士等を確保するため、求人・求職情報の提供や求職者に対する相談等を行う。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 8,750円	県10/10	1
広島県医療安全支援センター相談員 (要綱)	県	広島県医療安全支援センター相談窓口において、患者・家族等からの相談に対応し、医療に関する患者・家族等と医療従事者・医療機関との信頼関係の構築の支援と患者のサービスの向上を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 10,450円	県10/10	3 (交替)
国民健康保険 指導監査専門医 (要綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、保険者等からの照会に応じ業務の円滑な遂行を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 16,700円	県10/10	1
国民健康保険 医療事務指導員 (要綱)	県	国民健康保険事業の給付について、保険医療機関等の指導監査に従事するとともに、被保険者等からの苦情の処理を迅速かつ的確に行い、業務の円滑な遂行を図る。	月20日以内・月116時間 15分以内・(日額) 12,650円	県10/10	1

相談員等の名称 (設置根拠)	設置主体	設 置 目 的	勤務形態及び 報 酬 月 額	経費区分	設置人員 (人)
不妊専門相談 センター相談員 (要 綱)	県	広島県不妊専門相談センターにおいて、不妊に悩む夫婦等に不妊治療に関する相談指導や情報提供を行い、心身両面への支援を図る。	月 20 日以内・月 116 時間 15 分以内、火・水・金曜日 2,580 円×勤務時間	国 1 / 2 県 1 / 2	3 (交替)
動物愛護相談員 (要 綱)	県	動物愛護思想の普及啓発や飼育相談等に従事し、動物愛護センターにおける動物の愛護及び管理に関する業務の円滑な実施を図る。	月 20 日以内・1ヶ月 116 時間 15 分以内・(日額) 13,200 円	県 10 / 10	3
民生委員・ 児童委員 〔 民生委員法 〕 〔 児童福祉法 〕	国	常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行う等によって、福祉の増進を図るとともに関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 58,200 円 (報償費)	県 10 / 10	5,992 (広島市 1,961) (福山市 887)
戦傷病者相談員 〔 戦傷病者 〕 〔 特別援護法 〕	国	戦傷病者の更生等の相談に応じ、援護のための必要な指導を行う等によって福祉の増進を図る。	随時・(年額) 25,100 円	国 10 / 10	13
戦没者遺族相談員 (要 綱)	国	戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導助言を行う等によって福祉の増進を図るとともに、関係機関の業務の円滑な遂行を図る。	随時・(年額) 25,100 円	国 10 / 10	39
ろうあ者 専門相談員 (要 綱)	県	手話等によってろうあ者の相談に応じ、必要な助言を行うことで福祉の増進を図る。	月 20 日以内・月～金曜日・月 116 時間 15 分以内・(日額) 7,100 円～8,750 円	国 1 / 2 県 1 / 2	6

(注) 1 勤務形態及び報酬月額については、設置主体によって異なることがある。

2 「人員」欄の()内の数字は市分の再掲である。

4 健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表

(1) 生活福祉資金

資金の種類	内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額 15 万円以内 (2人以上) 月額 20 万円以内 ※最長 12 か月	最終貸付日から 6 か月以内	据置期間 経過後 20 年以内	連帯保証人あり 無利子
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付日(生活支援費とあわせて貸付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から 6 か月以内		連帯保証人なし 年 1.5% (据置期間経過後)
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内			
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金				
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	580 万円以内	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から 6 か月以内	据置期間 経過後 20 年以内	連帯保証人あり 無利子
	生業を営むために必要な経費	(460 万円)		(20 年)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 か月程度 130 万円 1 年程度 220 万円 2 年程度 400 万円 3 年程度 580 万円		(8 年)	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250 万円)		(7 年)	
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170 万円)		(8 年)	
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250 万円)		(8 年)	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6 万円)		(10 年)	
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が 1 年を超えないときは 170 万円 ・1 年を超え 1 年 6 か月以内であつて、世帯の自立に必要なときは 230 万円	(5 年)	連帯保証人なし 年 1.5% (据置期間経過後)		

資金の種類	内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子
福祉費	介護サービス, 障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6か月以内であつて, 世帯の自立に必要なときは230万円 	貸付日(分割交付の場合は最終貸付日)から6か月以内	(5年)	連帯保証人あり 無利子
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	住居の移転等, 給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	就職, 技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付日から2か月以内	据置期間経過後8か月以内	無利子
教育支援資金	低所得世帯に対し, 次に掲げる費用として貸し付ける資金				
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校, 大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額3.5万円以内	卒業後 6か月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子
		(高等専門学校) 月額6万円以内			
		(短期大学) 月額6万円以内			
		(大学) 月額6.5万円以内			
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校, 大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金					
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し, 一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地評価額の7割を標準 月額30万円以内	契約の終了後 3か月以内	据置期間 終了時	毎年4月1日時点の長期プライムレート(上限3%)
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し, 一定の居住用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	土地建物評価額の7割を標準 (集合住宅は5割) 月額は貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)			

(2) 緊急生活安定資金

資金の種類	貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期限
生活資金 療養資金	低所得世帯	50,000円 〔特に必要と認められる〕 場合 150,000円	なし	6月以内 〔特に必要と認められる〕 場合 9月以内

(3) 臨時特例つなぎ資金

貸付対象	貸付限度額	貸付利率	償還期限
住居のない離職者で、離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されており、かつ当該給付等開始までの生活に困窮している者	100,000円	なし	申請中の給付等を受けたときから1月以内(これによりがたいときは月賦償還)

5 健康福祉局関係の基金一覧表

(単位 千円)

基金名	設置根拠	設置目的	平成24年度末 基金額	平成25年度予定		平成25年度末 基金額 (見込)
				積立額	取り崩し	
災害救助基金	災害救助法 (昭和22年法 第118号第37 条)	災害救助法に基づく 救助に要する費用の支 弁の財源に充てる。	1,528,864	42,017	45,012	1,525,869
大規模社会 福祉施設等 建設基金	昭和50年 広島県条例 第11号	大規模社会福祉施設 等の建設に要する経費 の財源に充てる。	6,411,500	1,348,311	2,889,880	4,869,931
介護保険 財政安定化 基金	平成12年 広島県条例 第16号	市町の介護保険の財 政の安定化を図るこ とを目的として、見込 みを上回る給付費増な どによる財政不足に対 する貸付・交付に要す る経費の財源に充てる。	3,630,349	44,906	0	3,675,254
国民健康保 険広域化等 支援基金	平成14年 広島県条例 第34号	国民健康保険事業の 運営の広域化及び国民 健康保険の財政の安定 化に要する経費の財源 に充てる。	239,473	432	0	239,905
後期高齢者 医療財政安 定化基金	平成20年 広島県条例 第19号	後期高齢者医療広域 連合の財政の安定化及 び保険料率の増加抑制 ために要する経費の財 源に充てる。	1,982,448	1,001,612	0	2,984,060
安心子ども 基金	平成21年 広島県条例 第3号	子どもを安心して育 てることのできる体制 を整備するため、保育 所等の整備等に要する 経費の財源に充てる。	6,942,628	3,748	6,895,801	50,570
妊婦健康診 査支援基金	平成21年 広島県条例 第4号	妊婦の経済的負担を 軽減するため、市町が 妊婦健康診査に係る費 用を助成するために必 要な経費の財源に充て る。	892,066	451	638,591	253,926
自殺対策緊 急強化基金	平成21年 広島県条例 第30号	自殺対策の緊急強化 を図るため、相談体制 の整備、人材の養成等 地域の実情を踏まえた 自殺対策のために必要 な経費の財源に充て る。	137,545	163	94,541	43,167
災害拠点病 院等耐震化 整備基金	平成21年 広島県条例 第29号	災害時の医療の確保 を図ることを目的とし て、災害拠点病院等の 耐震化整備に係る費用 を助成する事業の実施 に必要な経費の財源に 充てる。	728,892	1,294	693,209	36,977

基金名	設置根拠	設置目的	平成24年度末 基金額	平成25年度予定		平成25年度末 基金額 (見込)
				積立額	取り崩し	
地域医療再生基金	平成21年 広島県条例 第28号	医療機能の強化, 医師の確保等の地域医療の課題を解決することを目的として県が策定する地域医療再生計画に基づく事業の実施に必要な経費の財源に充てる。	5,824,546	10,428	3,034,173	2,800,801
広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金	平成21年 広島県条例 第31号	社会福祉施設等の入所者の安全を確保することを目的として, 当該施設等の耐震化等施設整備に係る費用を助成する。	558,182	449	250,082	308,549
介護職員処遇改善等基金	平成21年 広島県条例 第33号	介護職員の処遇改善を図るための介護事業者等への交付金の交付及び施設整備促進のための開設準備経費等に対する助成に必要な経費の財源に充てる。	906,813	1,394	891,637	16,570
介護基盤緊急整備等基金	平成21年 広島県条例 第32号	地域における介護の需要に対応することを目的として, 小規模特別養護老人ホーム等の緊急整備等に係る費用を助成する「介護基盤緊急整備等事業」の実施に必要な経費の財源に充てる。	1,658,278	2,118	1,618,639	41,757
		高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう支援することを目的として, 地域包括ケアの推進等に係る事業に要する経費の財源に充てる。	533,481	631	217,685	316,427
ワクチン接種緊急促進基金	平成22年 広島県条例 第36号	子宮頸(けい)がん予防ワクチン, ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進することを目的として, 事業の実施に必要な経費の財源に充てる。	1,238,819	1,627	1,016,266	224,180

6 民間社会福祉施設整備助成（貸付）制度一覧表

補助団体名	対象事業の範囲	補助率	協議・要望の期限等
財団法人 JKA （旧日本自転車振興会 旧日本小型自動車振興会）	施設の設置，改築，拡充，福祉車輛購入等 ただし，土地の取得，造成，外構工事及び造園に係る経費を除く。	3 / 4 以内	前年度の 9 月頃
日 本 財 団	① 福祉車輛，機器の購入等 ② 災害復旧に係る施設の修繕等 ただし，土地購入費，土地造成費旧家屋撤去費を除く。	80%以内	協議・申請の時期は対象事業ごとに異なる。 ただし，②の場合は随時
中央競馬馬主社会福祉財団	① 施設の設置，拡充，改築 ② 備品類等の購入	3 / 4 以内 限度額 100 万円	7 月中旬
国（総務省） お年玉つき郵便に付加される寄附金	社会福祉の増進を目的とする事業 （活動，施設改修，機器購入，車両購入）	申請額により調整 限度額 500 万円	前年度の 10 月上旬～ 11 月下旬
独立行政法人福祉医療機構（貸付）	① 国，地方公共団体等の施設整備補助金，交付金の対象事業として採択された事業 ② 療養病床の転換に伴う改修等に要する資金	①融資率 80%，75%，70%（優遇措置有） ②融資率 90%	補助金内定後速やかに （着工前）
広島県共同募金会	① 高齢者，障害者，児童の福祉向上に直接的に関わり合いがある事業 ② 助成事業が広く社会に広報でき，住民が速やかに事業内容を理解できる事業 ③ 在宅の高齢者，障害児者，児童のために求められるサービスを提供する事業 <配分限度額> 最高 200 万円，最低 40 万円	3 / 4 以内	前年度の 11 月末

7 保健医療圏の概要

(平成22年10月1日現在)

圏域名	圏域内市町	人口(人)	面積(km ²)
広島二次 (8市町)	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	1,309,466	※1,967.45
広島西二次 (2市)	大竹市, 廿日市市	141,035	567.93
呉二次 (2市)	呉市, 江田島市	264,270	454.81
広島中央二次 (3市町)	東広島市, 竹原市, 大崎上島町	220,175	796.91
尾三二次 (3市町)	三原市, 尾道市, 世羅町	259,355	1,034.27
福山・府中二次 (3市町)	福山市, 府中市, 神石高原町	496,163	1,095.63
備北二次 (2市)	三次市, 庄原市	95,899	※1,246.60
※境界未定分			1,315.98
	23	2,786,363	8,479.58

(注) 人口は年齢不詳を除く日本人人口

資料：平成22年(2010)国勢調査

保健医療圏別主要指標

保健医療圏 (24.4.1)	人口 (22.10.1)	病院 (25.3.31)						一般診療所 (25.3.31)			歯科診療所 (24.3.31)		医師 (22.12.31)	歯科医師 (22.12.31)	看護師 (22.12.31)	准看護師 (22.12.31)	出生率 人口千対 (平成23年)	死亡率 人口千対 (平成23年)
		施設数		病床数		施設数		病床数	施設数	病床数								
		総数	うち一般	総数	うち一般	総数	うち有床											
広島二次保健医療圏	1,309,466	100	90	17,361	8,991	1,367	125	795	—	1,809	—	3,731	1,328	11,386	5,352	9.7	8.5	
広島西二次保健医療圏	141,035	13	11	2,573	1,088	122	9	67	—	116	—	342	97	1,397	637	7.5	9.4	
呉二次保健医療圏	264,270	30	24	4,643	2,391	275	25	157	—	358	—	798	248	2,530	1,550	7.3	13.0	
広島中央二次保健医療圏	220,175	20	17	3,369	1,633	171	21	101	—	253	—	413	134	1,736	936	8.9	9.5	
尾三二次保健医療圏	259,355	25	22	4,537	2,633	221	21	129	—	319	—	584	177	2,551	1,634	7.0	13.3	
福山・府中二次保健医療圏	496,163	49	43	6,405	3,647	387	55	269	4	784	4	1,038	350	3,786	2,536	9.5	10.1	
備北二次保健医療圏	95,899	11	11	1,823	830	98	14	46	—	199	—	206	61	869	599	7.2	16.2	
合 計	2,786,363	248	218	40,711	21,213	2,641	270	1,564	4	3,838	4	7,112	2,395	24,255	13,244	9.0	10.1	

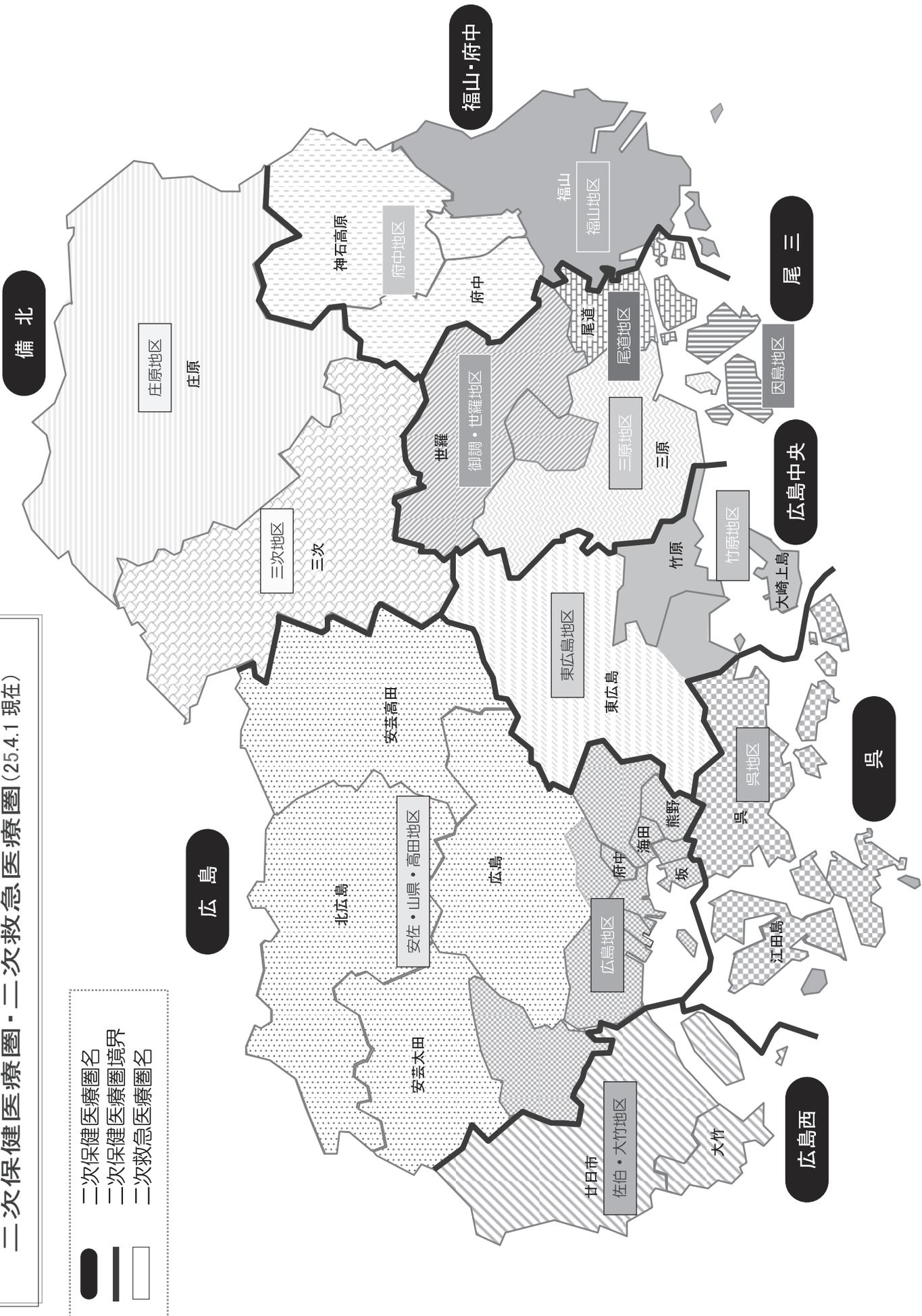
(注) 1 医師、歯科医師等数は、県外に居住し、県内で就業している者を含め、県内に居住し県外で就業している者を除いている。

2 看護師、准看護師は就業者数である。

3 人口は平成22年国勢調査(年齢不詳を除く日本人口)

二次保健医療圏・二次救急医療圏 (25.4.1 現在)

- 二次保健医療圏名
- ▬ 二次保健医療圏境界
- 二次救急医療圏名



備北

広島

福山・府中

尾三

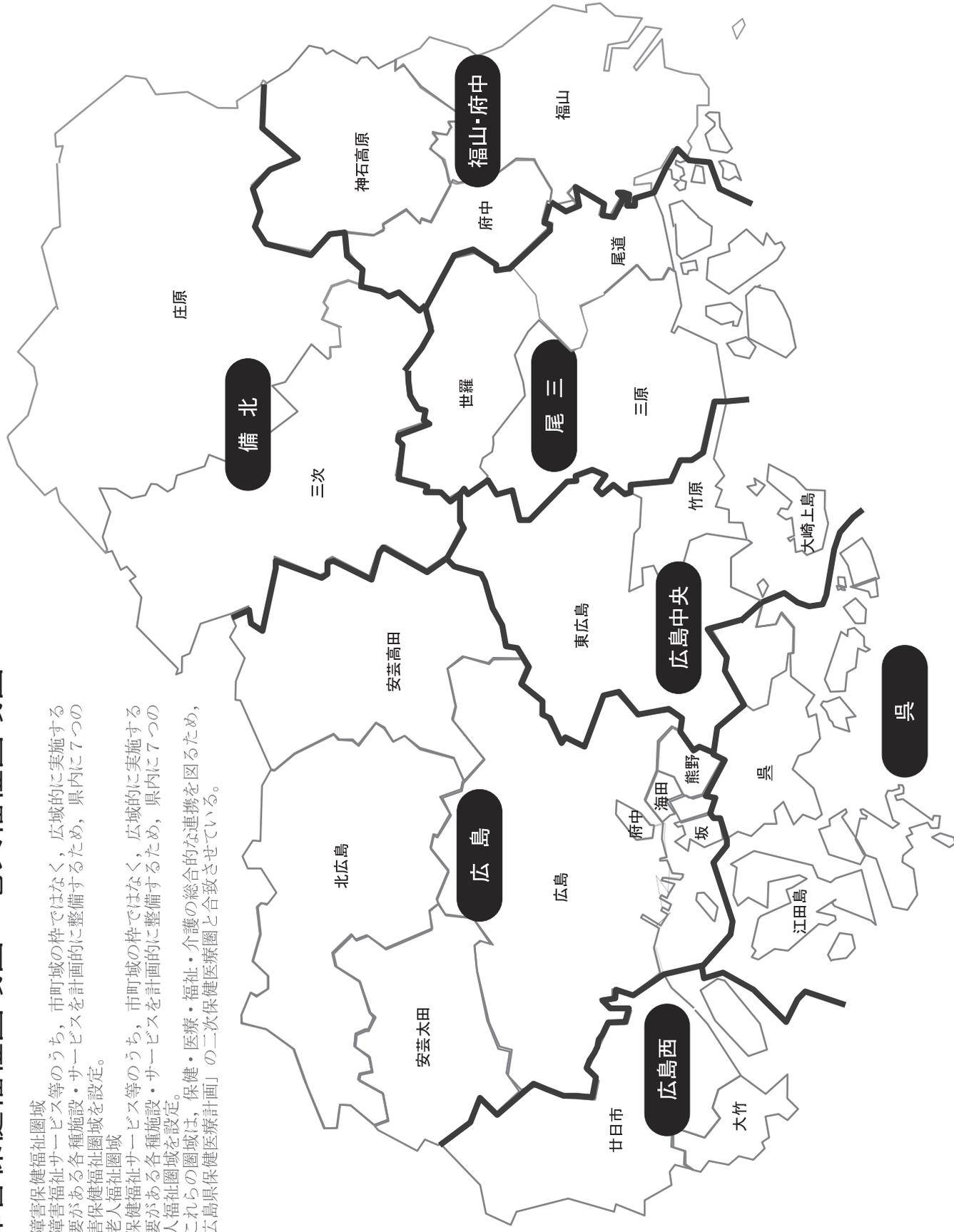
広島中央

呉

広島西

8 障害保健福祉圏域図・老人福祉圏域図

- 障害保健福祉圏域
障害福祉サービス等のうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に7つの障害保健福祉圏域を設定。
- 老人福祉圏域
保健福祉サービス等のうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、県内に7つの老人福祉圏域を設定。
- これらの圏域は、保健・医療・福祉・介護の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏と合致させている。



9 社会福祉施設等の状況

種類別施設数等

1 生活困窮者のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
救護施設	1	2	3	220	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。
うち広島市所管分		1	1	60	
医療保護施設	0	2	2	471	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う。
授産施設	0	1	1	30	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の状況により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて自立助長を行う。
うち広島市所管分		1	1	30	
無料低額診療施設	0	1	1	—	生活困窮者のために無料又は低額な料金で診療を行う。

2 高齢者のための施設(介護保険施設以外)

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
養護老人ホーム	3	28	31	1,808	原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済上の理由により居宅で生活することが困難な人が入所する。
うち広島市所管分		8	8	500	
うち福山市所管分		1	1	80	
軽費老人ホーム A型	0	5	5	300	60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な人が利用する。
うち広島市所管分		2	2	150	
うち福山市所管分		1	1	50	
ケアハウス	1	60	61	2,043	原則として65歳以上で、病弱で気象条件や交通利便の問題により、ひとり暮らしが困難な人が利用する。
うち広島市所管分		8	8	412	
うち福山市所管分		11	11	430	
過疎地域小規模老人ホーム	4	0	4	25	原則として65歳以上で、病弱で気象条件や交通利便の問題により、ひとり暮らしが困難な人が利用する。
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	13	7	20	210	独立して生活することに不安のある高齢者に住居を提供するとともに、緊急時の対応や地域住民との交流などの各種サービスを提供する。
うち広島市所管分		1	1	6	
うち福山市所管分		4	5	70	
自立支援型グループホーム	4	2	6	51	概ね60歳以上で、特別養護老人ホームの退所者等、独立した生活が困難な人が利用する。
老人福祉センター 特A型	8	0	8	—	高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための便宜を提供する。
うち福山市所管分		1	1	—	
A型	29	1	30	—	
うち広島市所管分		1	1	—	
うち福山市所管分		3	3	—	
B型	8	0	8	—	
うち広島市所管分		2	2	—	
うち福山市所管分		1	1	—	
有料老人ホーム		104	104	5,136	本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担の施設で60歳以上の人が入所する。
うち広島市所管分		44	44	2,918	
うち福山市所管分		26	26	767	

3 介護が必要な人などのための介護サービス提供施設(介護保険施設等)

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
指定介護老人福祉施設	195	11,210	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	104 (6)	8,441 (401)	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
指定介護療養型医療施設	85	3,283	療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練等の必要な医療を行う。

(注)介護老人保健施設については、療養病床からの転換分を()内に内数で記載している。

施設の種類	施設数	定員	施設等の目的
指定居宅介護支援事業所	777	—	事業所の介護支援専門員が本人や家族の希望を取り入れた介護サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との調整や施設の紹介を行う。
指定居宅サービス事業所	2,860	—	介護サービス計画に基づき、心身の状況に応じて適切な居宅サービスの提供を行う。
指定介護予防支援事業所	106	—	事業所の保健師等が本人や家族の希望を取り入れた介護予防サービス計画を作成するとともに介護予防サービス事業者との調整を行う。
指定介護予防サービス事業所	2,777	—	介護予防サービス計画に基づき、心身の状況に応じて適切な介護予防サービスの提供を行う。
地域包括支援センター	106	—	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

4 指定障害者支援施設及び日中活動事業所

施設等の種類	施設数			定員	施設等の目的
	公立	私立	計		
障害者支援施設	3	65	68	入所 3,360 日中 3,481	入所する障害者について、主として夜間において入浴、食事の介助等の便宜を供与するとともに、日中の活動の場を提供する。
うち広島市所管分	1	19	20	入所 912 日中 862	
うち福山市所管分	0	8	8	入所 405 日中 430	
日中活動事業所	2	302	304	8,512	
うち広島市所管分	0	74	74	2,158	
うち福山市所管分	0	60	60	1,566	障害者に対して、日中の活動の場を提供する。

5 障害のある人のための施設(障害者支援施設を除く)

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
点字図書館	1	0	1	—	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や録音図書の閲覧貸出等を行う。
障害者リハビリテーションセンター・医療センター	1	0	1	病床 160	身体障害者の医療及び更生のために必要な相談、診断、評価、治療及び訓練を行い、社会復帰の促進を図る。
身体障害者福祉センターA型	2	0	2	—	地域の身体障害者の福祉の増進を図るため、次の事業を行い、又はそのための必要な便宜を提供する。 1 身体障害者に対するサービス ・更生相談 ・訓練等の実施 ・スポーツ、レクリエーションの指導 2 ボランティアの養成 3 関係職員の研修、その他
うち広島市所管分	1	0	1		
身体障害者福祉センターB型	3	0	3	—	地域の身体障害者の福祉の増進を図るため、次の事業を行い、又はそのための必要な便宜を提供する。 1 在宅障害者日帰り介護(デイサービス)事業 2 関係団体に対する便宜の供与

6 障害児のための施設等

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
福祉型児童発達支援センター	4	10	14	485	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練を行う。
うち広島市所管分	4	1	5	190	
医療型児童発達支援センター	4	0	4	90	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
うち広島市所管分	2	0	2	60	
指定福祉型障害児入所施設	0	9	9	256	施設に入所する障害児に, 保護, 日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。
うち広島市所管分	0	4	4	145	
指定医療型障害児入所施設	4	4	8	483	施設に入所する障害児に, 保護, 日常生活の指導, 独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	100	
指定医療機関(重症心身障害児)	2	0	2	220	重症心身障害児を入所させて, 治療及び日常生活指導を行う。
うち国所管分	2	0	2	220	
指定医療機関(肢体不自由児)	1	0	1	10	進行性筋萎縮児の入所を委託して治療・機能回復訓練を行う。
うち国所管分	1	0	1	10	

障害児通所支援事業の種類	事業か所数			事業の目的
	公立	私立	計	
指定児童発達支援	4	68	72	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練を行う。
うち広島市所管分	4	22	26	
指定医療型児童発達支援	4	0	4	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
うち広島市所管分	2	0	2	
指定放課後等デイサービス	1	121	122	就学中の障害児に, 授業の終了後又は夏休み等の休業日に, 生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進等を行う。
うち広島市所管分	0	61	61	
指定保育所等訪問支援	2	14	16	保育所等を訪問し, 集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
うち広島市所管分	0	1	1	

7 児童のための施設等

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
母子生活支援施設	5	6	11	世帯 195	配偶者のない女子等及びその人が監護すべき児童で入所を希望する母子を保護する。
うち広島市所管分	1	3	4	90	
うち福山市所管分	2	0	2	12	
乳児院	0	2	2	59	乳児を入院させてこれを養育する。
うち広島市所管分	0	1	1	29	
児童養護施設	0	12	12	774	保護者のない児童、環境上養護を要する児童等を入所させてこれを養護する。
うち広島市所管分	0	3	3	280	
児童自立支援施設	1	0	1	70	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する。
情緒障害児短期治療施設	1	0	1	入所 28 通所 15	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせてその情緒障害を治す。
うち広島市所管分	1	0	1	入所 28 通所 15	
児童家庭支援センター	0	1	1	-	児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言等を行う。
児童自立生活援助事業所	0	3	3	18	義務教育終了児童等を入所させて生活指導や就業の支援等を行い、社会的自立を促進する。
うち広島市所管分	0	2	2	12	
うち東広島市所管分	0	1	1	6	
小規模住居型児童養育事業所	0	1	1	6	保護者のいない児童、環境上養護を要する児童等を家庭的な養育環境の下で養育する。
児童厚生施設(児童館)	140	6	146	-	屋内施設を利用して、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともにその情操を豊かにする。
うち広島市所管分	106	4	110		
児童厚生施設(児童遊園)	4	0	4	-	屋外施設を利用して、児童に健全な遊びを与え、健康を増進するとともにその情操を豊かにする。
保育所	348	267	615	61,306	保育に欠ける乳幼児を保育する。
うち広島市所管分	89	92	181	23,287	
うち福山市所管分	58	57	115	11,726	
へき地保育所	3	0	3	95	へき地における小規模の保育所。
認定こども園	5	22	27	6,305	教育・保育を一体的に行う機能と地域における子育て支援の機能を併せ持つ施設

8 母子家庭及び寡婦のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
母子福祉センター	1	0	1	-	母子家庭及び寡婦の福祉のための総合施設として、母子相談、技能習得、宿泊事業、会場の提供等を行う。

9 婦人保護施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
婦人保護施設	0	1	1	30	要保護女子等を自立した生活を送るために生活訓練、職業訓練及び必要な助言指導を行う。

10 原爆被爆者のための施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
原爆被爆者養護ホーム	4	0	4	一般 100 特別 500	身体上の理由等により、居宅において養護・介護を受けることが困難な人が入所する。

11 その他の施設

施設の種類	施設数			定員	施設の目的
	公立	私立	計		
国民健康保険直営診療施設	病院 8 診療所 20	0	8 20	病床 1,399 48	国民健康保険の保険者が設置し、地域住民に医療を給付するとともに、健康の保持増進を図る。
障害者職業能力開発校	1	0	1	140	義務教育を修了又はこれと同等以上の学力のある身体障害者に就業に必要な知識技能を与える。
特別支援学校(視覚障害)	1	0	1	—	障害のある幼児・児童・生徒に、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、あわせて自立や社会参加の基盤となる「生きる力」を培う。
特別支援学校(聴覚障害)	2	0	2	—	
特別支援学校(聴覚障害・知的障害)	1	0	1	—	
特別支援学校(肢体不自由)	4	0	4	—	
特別支援学校(病弱)	1	0	1	—	
特別支援学校(知的障害)	13	0	13	—	
うち広島市所管分	1	0	1	—	

10 人材養成施設の状況

1 社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設

施設の種別	施設名	設置者	所在地	1学年定員	コース	電話番号
社会福祉士	福山平成大学	学 校 法 学 人 園 福山法大	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	40	4年	084-972-5001
	穴吹医療福祉専門学校	学 校 法 学 人 園 穴吹法大	〒720-0052 福山市東町二丁目3-6	10	3年	084-931-3325
	県立広島大学	公 立 学 校 法 学 人 園 県立広島大	〒723-0053 三原市学園町1-1	40	4年	0848-60-1120
	トニティカレッジ広島医療福祉専門学校	学 校 法 学 人 園 木村法学	〒730-0014 広島市中区上幟町8-18	40	3年	082-223-1164
	広島文教女子大学	学 校 法 学 人 園 武田法学	〒731-0295 広島市安佐北区可部東一丁目2-1	100	4年	082-814-3191
	専門学校西広島教育福祉学院	学 校 法 学 人 園 田方法学	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目6-1	通信 100人	1年半	082-848-8451
	広島福祉専門学校	学 中 校 川 法 学 人 園	〒736-0041安芸郡海田町大正町2-27	20	4年	082-823-0110
				78	1年	
				通信 150	1年半	
	広島文化学園大学	学 校 法 学 人 園 広島文化学	〒731-4312 安芸郡坂町平成ヶ浜三丁目3-20	60	4年	082-884-1001
	ヒューマンウェルフェア広島専門学校	学 校 法 学 人 園 僊楽総合学	〒732-0068 広島市東区牛田新町三丁目15-38	通信 80	1年9月	082-224-2240
	広島医療保健専門学校	学 校 法 学 人 園 古沢法学	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	通信 80	1年9月	082-849-6883
	広島国際学院大学	学 校 法 学 人 園 広島国際学	〒739-0302 広島市安芸区中野6-20-1	80	4年	082-820-2345
広島国際大学	学 校 法 学 人 園 常翔法学	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	100	4年	0823-70-4510	
介護福祉士	広島福祉専門学校	学 中 校 川 法 学 人 園	〒736-0041 安芸郡海田町大正町2-27	76	2年	082-823-0110
				36	3年	
	広島県立世羅高等学校	広 島 県	〒722-1112 世羅郡世羅町本郷870	40	3年	0847-22-1118
	専門学校西広島福祉学院	学 校 法 学 人 園 田方法学	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目6-1	40	2年	082-848-8451
	IGL健康福祉専門学校	学 校 法 学 人 園 I G L 学	〒731-3398 広島市安佐北区安佐町後山2415-6	80	2年	082-838-3331
	福山福祉専門学校	学 校 法 学 人 館 英数法学	〒720-0072 福山市吉津町12-27	60	2年	084-922-3691
	専門学校福祉リソースカレッジ広島	学 校 法 学 人 園 古沢法学	〒735-0007 安芸郡府中町石井城一丁目10-15	40	2年	082-288-8804
	広島医療保健専門学校			39	3年	082-849-6883
	ヒューマンウェルフェア広島専門学校	学 校 法 学 人 園 僊楽総合学	〒732-0068 広島市東区牛田新町三丁目15-38	40	2年	082-224-2240
	尾道福祉専門学校	上 原 千 寿 子	〒722-0042 尾道市久保町1760-1	60	2年	0848-37-2222
	トニティカレッジ広島医療福祉専門学校	学 校 法 学 人 園 木村法学	〒730-0014 広島市中区上幟町8-18	80	2年	082-223-1164
	IWAD環境福祉専門学校	平 田 富 美 子	〒732-0816 広島市南区比治山本町14-22	35	2年	082-254-9000
	広島文教女子大学	学 校 法 学 人 園 武田法学	〒731-0295 広島市安佐北区可部東一丁目2-1	20	4年	082-814-3191
	福山平成大学	学 校 法 学 人 園 福山法大	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	20	4年	084-972-5001
	広島県立黒瀬高等学校	広 島 県	〒739-2622 東広島市黒瀬町乃美尾1	40	3年	0823-82-2525
	広島国際大学	学 校 法 学 人 園 常翔法学	〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36	30	4年	0823-70-4510
	精神保健福祉士	広島医療保健専門学校	学 校 法 学 人 園 古沢法学	〒731-3166広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	一般昼間 40	1年
一般通信 90					1年9月	
短期通信 90					9月	
広島福祉専門学校	学 中 校 川 法 学 人 園	〒736-0041安芸郡海田町大正町2-27	短期通信 40	9月	082-823-0110	

2 看護師等養成施設

区分	施設名	設置者	所在地	1学年定員	修業年限	総定員	指定年月日	
助産師	県立広島大学助産学専攻科	公立大学法人 公立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	15	1年	15	H21.1.30	
	広島国際大学助産学専攻科	学校法人 常翔学園	〒737-0112 呉市広古新開五丁目1-1	H23年度～ 開設 10	1年	10	H23.4.1	
	福山平成大学助産学専攻科	学校法人 福山平成大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	H23年度～ 開設 10	1年	10	H23.4.1	
	小計			35		35		
看護師 保健師 看護大学 ※広島大学、日赤広島看護大学では、選択により、助産師資格取得が可能	広島大学医学部保健学科看護学専攻	国立大学法人	〒734-8553 広島市南区霞一丁目2-3	60	4年	240	H4.4.1	
	広島国際大学看護学部看護学科	学校法人 常翔学園	〒737-0112 呉市広古新開五丁目1-1	H23年度～ 定員変更 120	4年	480	H9.12.19	
	広島文化学園大学看護学部看護学科	学校法人 広島文化学園	〒737-0004 呉市阿賀南二丁目10-3	120	4年	480	H10.12.22	
	県立広島大学保健福祉学部看護学科	公立大学法人 公立広島大学	〒723-0053 三原市学園町1-1	60	4年	240	H16.9.30	
	日本赤十字広島看護大学看護学部看護学科	学校法人 日本赤十字学園	〒738-0052 廿日市市阿品台東1-2	H24年度～ 定員変更 125	4年	500	H11.12.22	
	福山平成大学看護学部看護学科	学校法人 福山平成大学	〒720-0001 福山市御幸町上岩成正戸117-1	80	4年	320	H18.11.30	
	広島都市学園大学健康科学部看護学科	学校法人 古沢学園	〒734-0014 広島市南区宇品西五丁目13-18	100	4年	400	H20.10.31	
	小計			665		2,660		
看護師 養成所 (3年課程)	広島県立三次看護専門学校第一看護学科	広島県	〒728-0023 三次市東酒屋町字敦盛518-1	60	3年	180	S54.2.21	
	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター附属呉看護学校	独立行政法人 国立病院機構	〒737-0023 呉市青山町3-1	80	3年	240	S38.4.1	
	広島市立看護専門学校第一看護学科	広島市	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	80	3年	240	H4.12.15	
	広島県厚生連尾道看護専門学校	広島県厚生農業 協同組合連合会	〒722-0002 尾道市古浜町7-19	40	3年	120	H4.12.15	
	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院看護専門学校	国家公務員 共済組合連合会	〒737-0811 呉市西中央三丁目2-4	35	3年	105	S25.3.25	
	尾道市医師会看護専門学校	尾道市医師会	〒722-0025 尾道市栗原東二丁目4-33	40	4年 (定時制)	160	S51.2.13	
	福山市医師会看護専門学校第一看護学科	福山市医師会	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-25	H23年度～ 開設 40	3年	120	H22.12.24	
	小計			375		1,165		
	看護師 養成所 (2年課程)	広島県立三次看護専門学校第二看護学科	広島県	〒728-0023 三次市東酒屋町字敦盛518-1	20	2年	40	S54.2.21
		広島市立看護専門学校第二看護学科	広島市	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	40	3年 (定時制)	120	S54.2.21
広島市医師会看護専門学校医療専門課程		広島市医師会	〒733-8548 広島市西区観音本町一丁目1-1	100	3年 (定時制)	300	S39.9.1	
福山市医師会看護専門学校第二看護学科		福山市医師会	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-25	40	3年 (定時制)	120	S47.12.27	
三原看護専門学校		財団法人三原 看護師養成事業団	〒723-0015 三原市円一町四丁目1-23	40	3年 (定時制)	120	H4.12.15	
呉市医師会看護専門学校医療専門課程看護科		呉市医師会	〒737-0056 呉市朝日町15-24	40	3年 (定時制)	120	S54.2.21	
山陽看護専門学校		学校法人山陽 女学園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	40	2年	80	H1.2.2	
小計				320		900		

区 分	施 設 名	設 置 者	所 在 地	1学年定員	修業年限	総定員	指定年月日	
看 護 師 5 年 一 貫	広島県立広島皆実高等学校 衛生看護科	広 島 県	〒734-0001 広島市南区出汐二丁目4-76	40	5年	200	H13.12.21	
	小 計			40		200		
准 看 護 師 養成所	広島市医師会看護専門学校 医療高等課程	広 島 市 医 師 会	〒733-8548 広島市西区観音本町一丁目1-1	350	2年	700	S27.9.8	
	呉市医師会看護専門学校 医療高等課程准看護科	呉 市 医 師 会	〒737-0056 呉市朝日町15-24	40	2年	140	S29.12.10	
	江能准看護学院	江 能 医 師 会 連 合 会	〒737-2131 江田島市江田島町秋月二丁目48-2	25	2年	50	S44.3.31	
	三原看護高等専修学校	三 原 市 医 師 会	〒723-0015 三原市門一町四丁目1-21	50	2年	100	S27.4.8	
	尾道准看護学院	尾 道 市 医 師 会	〒722-0025 尾道市栗原東二丁目4-33	50	2年	100	S27.9.8	
	福山市医師会看護専門学校 高等課程准看護科	福 山 市 医 師 会	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-25	H24年度～ 定員変更	40	2年	80	S27.9.8
	府中地区医師会准看護学院	府 中 地 区 医 師 会	〒726-0002 府中市鶴飼町496-1	50	2年	100	S27.9.8	
	安佐准看護学院	安 佐 医 師 会	〒731-0138 広島市安佐南区祇園二丁目48-7	45	2年	90	S55.1.19	
	小 計			650		1,360		
計				2,085		6,320		

3 その他の医療従事者養成施設

区分	施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
歯科衛生士	広島大学歯学部口腔健康科学科	国立大学法人 広島大学	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3	4	20	80	H17.4.1
	広島高等歯科衛生士専門学校	広島県歯科医師会	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	3	50	150	S32.11.27
	専門学校福山歯科衛生士学校	福山市歯科医師会	〒721-0973 福山市南蔵王町六丁目19-34	3	50	150	S47.2.8
	IGL医療専門学校	学校法人 IGL学園	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目12-18	3	50	150	H19.2.16
	広島デンタルアカデミー専門学校	学校法人 三宅学園	〒732-0821 広島市南区大須賀町19-11	3	60	180	H19.3.28
	計				230	710	
歯科技工士	広島大学歯学部口腔健康科学科	国立大学法人 広島大学	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3	4	20	80	H17.4.1
	広島歯科技術専門学校	学校法人 山陽女学園	〒738-0003 廿日市市佐方本町1-1	2	35	70	S47.3.4
	計				55	150	
あん摩マッサー ーシ'指圧師 はり師 きゅう師	県立広島中央特別支援学校	広島県	〒732-0009 広島市東区戸坂千足二丁目1-4	あん摩 3	8	24	H2.4.1
				あん摩 3	8	24	
				あん摩, はり きゅう 3	8	24	
	IGL医療専門学校	学校法人 IGL学園	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目12-18	はり, きゅう 3	60	180	H13.4.1
	朝日医療専門学校広島校	学校法人 朝日医療学園	〒733-0812 広島市西区己斐本町一丁目25-15	はり, きゅう 3	昼 30 夜 30	90 90	H20.3.11
計				144	432		
臨床検査 技 師	山陽女子短期大学臨床検査学科	学校法人 山陽女学園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	3	40	120	H18.11.30
	広島国際大学 保健医療学部臨床工学科	学校法人 常翔学園	〒731-3166 東広島市黒瀬学園台555-36	4	40	160	H23.4.1
	計				80	280	
理学療法士 作業療法士	広島大学医学部保健学科	国立大学法人 広島大学	〒734-0037 広島市南区霞一丁目2-3	理学 4	30	120	H4.4.1
				作業 4	30	120	

区分	施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日	
区分	施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日	
理学療法士 作業療法士	県立広島大学保健福祉学部 理学療法学科・作業療法学科	広島県	〒723-0053 三原市学園町1-1	理学 4	30	120	H17.4.1	
				作業 4	30	120		
	広島国際大学保健医療学部総 合リハビリテーション学科	学校法人 常翔学園	〒724-0695 東広島市黒瀬学園台555-36	理学 4	60	240	H18.4.1	
				作業 4	40	160	H23.4.1	
	広島医療保健専門学校	学校法人 古沢学園	〒731-3166 広島市安佐南区大塚東三丁目2-1	理学 4	40	160	H12.4.1	
				作業 4	40	160		
	朝日医療専門学校福山校	学校法人 朝日医療学園	〒721-0942 福山市引野町南一丁目6-45	理学 4	昼 40	160	H14.4.1	
					夜 30	120		
	計				作業 4	昼 40	160	
					理学	230	920	
柔道整復師	IGL医療専門学校	学校法人 I G L 学園	〒731-3164 広島市安佐南区伴東一丁目12-18	3	60	180	H13.4.1	
	MSH医療専門学校	学校法人 MSH 医療学園	〒733-0022 広島市西区天満町6-5	3	昼 22	66	H20.2.21	
					夜 22	66		
	朝日医療専門学校広島校	学校法人 朝日医療学園	〒733-0812 広島市西区己斐本町一丁目25-15	3	昼 30	90	H20.3.11	
夜 30					90			
計					164	492		
診療放射線 技 師	広島国際大学保健医療学部診 療放射線学科	学校法人 常翔学園	〒724-0695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	90	360	H10.4.1	
	計				90	360		
臨床工学 技 師	広島国際大学保健医療学部臨 床工学科	学校法人 常翔学園	〒724-0695 東広島市黒瀬学園台555-36	4	60	240	H10.4.1	
	トリニティカレッジ広島医療福祉 専門学校	学校法人 木村学園	〒730-0014 広島市中区上幟町8-18	3	40	120	H9.4.1	
	計				100	360		
言語聴覚士	県立広島大学保健福祉学部コ ミ障学科	広島県	〒723-0053 三原市学園町1-1	4	30	120	H17.4.1	
	計				30	120		

4 管理栄養士及び栄養士養成施設

施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
県立広島大学人間文化学部 健康科学科 ※1	公立大学法人 公立広島大学	〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1-71		4	35	140 H17.4.1
広島女学院大学生活科学部 管理栄養学科 ※1	学校法人広島女学院	〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目13-1		4	70	280 H14.4.1
鈴峯女子短期大学 食物栄養学科栄養士コース	学鈴校峯法学人園	〒733-8623 広島市西区井口四丁目6-18		2	80	160 S28.4.1
鈴峯女子短期大学 専攻科栄養専攻 ※3	学鈴校峯法学人園	〒733-0842 広島市西区井口四丁目6-18	※2	2	10	20 H14.4.1
広島文教女子大学人間科学部 人間栄養学科 ※1	学武校田法学人園	〒731-0295 広島市安佐北区可部東一丁目2-1		4	70	280 H14.4.1
安田女子大学家政学部 管理栄養学科 ※1	学安校田法学人園	〒731-0153 広島市安佐南区安東六丁目13-1		4	120	480 H16.4.1
広島文化学園短期大学 食物栄養学科	学広校島文化学人園	〒731-0136 広島市安佐南区長東西三丁目5-1		2	50	100 S42.3.15
広島文化学園短期大学 専攻科栄養専攻 ※3	学広校島文化学人園	〒731-0136 広島市安佐南区長東西三丁目5-1	※2	2	5	10 H11.4.1
山陽女子短期大学 食物栄養学科(栄養管理コース)	学山校陽女学人園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1		2	50	100 S41.3.2
比治山大学短期大学部 総合生活デザイン学科栄養士養成コース	学比校治山学人園	〒732-8509 広島市東区牛田新町四丁目1-1		2	60	120 H17.4.1
比治山大学短期大学部 専攻科栄養専攻 ※3	学比校治山学人園	〒732-8509 広島市東区牛田新町四丁目1-1	※2	2	8	16 H19.4.1
福山大学生命工学部 生命栄養科学科 ※1	学福校山法人大学	〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵		4	70	280 H20.4.1
計				628	1,986	

※1 管理栄養士養成施設 ※2 専攻科は、短大で栄養士養成課程を修めた者を対象とする。 ※3 学位授与機構認定専攻科

5 調理師養成施設

施設名	設置者	所在地	課程名	1学年定員	総定員	指定年月日
広島酔心調理製菓専門学校	学原校田法学人園	〒733-0024 広島市西区福島町二丁目4-1	昼間1年課程	80	320	S46.12.24
			昼間2年課程	120		
穴吹調理製菓専門学校	学穴校吹法学人園	〒720-0052 福山市東町二丁目2-24	昼間1年課程	30	110	S48.3.9
			昼間2年課程	40		
広島県立総合技術高等学校 食デザイン科	広島県	〒729-0417 三原市本郷南5-25-1	昼間(3年)	40	120	H17.3.25
山陽女子短期大学 食物栄養学科栄養調理コース	学山校陽女学人園	〒738-8504 廿日市市佐方本町1-1	昼間(2年)	40	80	H17.11.28
進徳女子高等学校食育デザイン科	学進校徳法学人園	〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目1-58	昼間(3年)	70	210	H19.3.5
計				420	840	

(注) 課程名の()は、修業期間である。

6 理・美容師養成施設

施設名	設置者	所在地	理容師		美容師		指定年月日
			課程別	入学定員	課程別	入学定員	
広島県理容美容専門学校	学校法人広島理容美容学園	〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目8-24	昼間	80	昼間	160	H10.4.1
			通信	80	通信	160	
広島県東部美容専門学校	一般社団法人広島県東部美容協会	〒720-0067 福山市西町二丁目16-15			昼間	80	H10.4.1
				通信	40		
専門学校マインビューティーカレッジ	学校法人翠学園	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目8-11			昼間	120	H10.4.1
				通信	120		
広島美容専門学校 (美容科)	学校法人上野学園	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目15-1			昼間	160	H13.3.29
広島美容専門学校 (トータルビューティー科ヘアメイクコース)	学校法人上野学園	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目15-1			昼間	40	H25.1.25
穴吹ビューティ専門学校	学校法人穴吹学園	〒720-0801 福山市入船町二丁目2-3			昼間	40	H15.3.20
計			昼間	80	昼間	600	
			通信	80	通信	320	

(注) 修業期間は、昼間2年、通信3年である。

7 製菓衛生師養成施設

施設名	設置者	所在地	課程名	修業期間	入学定員	指定年月日
広島製菓専門学校	学校法人古沢学園	〒735-0006 安芸郡府中町本町二丁目1-17	洋菓子科	昼間2年	70	H11.12.21
			製菓衛生師科	昼間1年	40	
広島ビジネス専門学校	学校法人上野学園	〒730-0042 広島市中区国泰寺町二丁目5-23	製菓衛生学科	昼間2年	30	H12.8.18
広島酔心調理製菓専門学校	学校法人原田学園	〒733-0024 広島市西区福島町二丁目4-1	製菓衛生師科	昼間2年	40	H19.3.2
鈴峯女子短期大学 食物栄養学科製菓コース	学校法人鈴峯学園	〒733-8623 広島市西区井口四丁目6-18	製菓コース	昼間2年	40	H19.10.10
穴吹調理製菓専門学校	学校法人穴吹学園	〒720-0052 福山市東町二丁目2-24	パティシエ・ベーカリー学科	昼間2年	30	H20.4.1
			製菓学科	昼間1年	30	
計					280	

8 食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設

施設名	設置者	所在地	修業期間	指定年月日
広島大学生物生産学部生物生産学科 食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成課程	国立大学法人広島大学	〒739-0046 東広島市鏡山1-3-2	4年	S55.11.7
福山大学生命工学部生命栄養科学科	学校法人福山大学	〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵	4年	H7.12.21
福山大学生命工学部海洋生物科学科食品衛生コース	学校法人福山大学	〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵	4年	H25.3.11
福山大学生命工学部生物工学科食品衛生コース	学校法人福山大学	〒729-0292 福山市学園町1番地三蔵	4年	H25.3.11
広島女学院大学生生活科学部管理栄養学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程	学校法人広島女学院	〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1	4年	H15.12.24
安田女子大学家政学部管理栄養学科 食品衛生管理者・食品衛生監視員コース	学校法人安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東6-13-	4年	H15.12.25
県立広島大学生命環境学部生命科学科及び環境科学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格取得コース	公立大学法人 公立広島大学	〒727-0023 庄原市七塚町562	4年	H16.11.26
県立広島大学人間文化学部健康科学科	公立大学法人 公立広島大学	〒734-8558 広島市南区宇品東1-1-71	4年	H25.3.11
近畿大学工学部化学生命工学科生物化学コース及び科学環境コース	学校法人近畿大学	〒739-2116 東広島市高屋うめの辺1番	4年	H21.4.1
広島工業大学生命学部食品生命科学科	学校法人鶴学園	〒731-5193 広島市佐伯区三宅2-1-1	4年	H24.3.13
広島国際学院大学工学部食農バイオ・リサイクル学科	学校法人広島国際学院	〒739-0321 広島市安芸区中野6-20-1	4年	H25.3.11

9 医師、歯科医師、薬剤師養成施設

区分	施設名	設置者	所在地	1学年定員	修業年限	総定員
医師	広島大学医学部医学科	国立大学法人 広島大学	〒734-8551 広島市南区霞一丁目2-3	117	6年	644
	小計			117		644
歯科医師	広島大学歯学部歯学科	国立大学法人 広島大学	〒734-8551 広島市南区霞一丁目2-3	53	6年	328
	小計			53		328
薬剤師	広島大学薬学部	国立大学法人 広島大学	〒734-8551 広島市南区霞一丁目2-3	38	6年	228
	広島国際大学薬学部	学校法人 大阪工大摂南大学	〒737-0112 呉市広古新開五丁目1-1	160	6年	960
	福山大学薬学部	学校法人 福山大学	〒729-0292 福山市学園町1	150	6年	1,150
	安田女子大学薬学部	学校法人 安田学園	〒731-0153 広島市安佐南区安東六丁目13-1	120	6年	760
	小計			468		3,098

(※薬学部の修業年限6年は平成18年度から)

10 保育士養成校(厚生労働省指定)

H25.4.1現在

施設名	設置者	所在地	修業期間	1学年定員	総定員	指定年月日
福山平成大学健康福祉学部 こども学科	学校法人福山大学	福山市御幸町上岩成正戸117-	4	50	200	H14.3.28
福山市立大学 教育学部児童教育学科保育コース	福山市	福山市港町2-19-1	4	50	200	H23.3.18
広島文化学園短期大学 保育学科	学校法人広島文化 学園	広島市安佐南区長東西3-5-1	2	90	180	H9.2.25
広島文化学園大学 学芸学部子ども学科	学校法人広島文化 学園	広島市安佐南区長東西3-5-1	4	80	340	H22.3.24 (3学年時に10名編入学あり。)
安田女子短期大学 保育科	学校法人安田学園	広島市安佐南区安東6-13-1	2	150	300	S38.2.15
安田女子大学教育学部 児童教育学科	学校法人安田学園	広島市安佐南区安東6-13-1	4	110	460	H14.3.25 (3学年時に10名編入学あり。)
広島文教女子大学人間科学部 初等教育学科幼児教育コース	学校法人武田学園	広島市安佐北区可部東1-2-1	4	60	240	H12.12.27
広島文教女子大学人間科学部 人間福祉学科社会福祉コース保育専修	学校法人武田学園	広島市安佐北区可部東1-2-1	4	50	200	H12.12.27
広島女学院大学人間生活学部 幼児教育心理学科	学校法人広島女学院	広島市東区牛田東4-13-1	4	90	360	H19.3.30
比治山大学短期大学部 幼児教育科	学校法人比治山学園	広島市東区牛田新町4-1-1	2	100	200	S53.3.9
比治山大学 現代文化学部子ども発達教育学科	学校法人比治山学園	広島市東区牛田新町4-1-1	4	70	280	H21.3.27
鈴峯女子短期大学 保育学科	学校法人鈴峯学園	広島市西区井口4-6-18	2	80	160	H16.3.17
広島国際大学医療福祉学部 医療福祉学科保育学専攻	学校法人常翔学園	東広島市黒瀬学園台555-36	4	30	120	H25.3.21